

仕 様 書

1. 業務名

舩松社会教育会館産業廃棄物収集運搬処分業務

2. 履行場所

堺市立舩松社会教育会館（堺市堺区協和町3丁207番地7）

3. 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで（ただし、土曜・日曜・祝日は除く。）

4. 作業時間

午前10時から午後4時30分まで

5. 廃棄物の種類

金属製品（自転車12台、バイク1台）・小型家電類（ブラウン管テレビ1台、液晶テレビ2台、液晶ディスプレイ1台、炊飯器、ポット）・家具・廃材ほか

6. 業務内容

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

本業務の受注者は、受注者の負担でマニフェストを用意し、本市職員に必要事項の記入を求め、各処理完了後速やかにマニフェストを関係者に送付すること。

(2) 収集運搬業務

受注者で発行したマニフェスト（産業廃棄物管理票）と舩松社会教育会館内に集積してある産業廃棄物を、照合し、確認のうえ収集運搬すること。収集運搬方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の基準に適合していること。

また、収集運搬終了後、マニフェストB2票を地域教育振興課に送付すること。

(3) 処理及び再資源化

中間処理および最終処分

速やかに次の方法で処理すること。中間処理の方法は、処理施設へ搬入後、速やかに圧縮・破碎等を行うこと。中間処理施設及び作業方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の基準に適合していること。

また、中間処理終了後マニフェストD票を地域教育振興課に送付すること。

中間処理された廃棄物は、最終処分施設で適正に処理すること。ただし、再生可能物は再生することとする。最終処分施設及び作業方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の基準に適合していること。

また、最終処分終了後マニフェストE票を地域教育振興課に送付すること。

7. 受注者の必要資格

本業務の受注者は、下記の必要資格を有すること。

- ・廃棄物再生事業者登録
- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・産業廃棄物処分業（中間処理業）

8. 安全作業の徹底

- (1) 受注者は、業務を実施するにあたり労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等の関係法令を遵守し、常に事故の未然防止を心掛け、安全作業に努めなければならない。
- (2) 運搬車両については、ごみが飛散し、または流出し、悪臭が漏れるおそれのないもので、常に清潔の保持がなされていること。

9. 提出書類

- (1) 受注者は、本業務遂行にあたり、あらかじめ事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、この契約の締結直後、直ちに業務実施計画書・業務責任者届を作成し提出しなければならない。
- (3) 業務完了後、業務完了届と計量証明書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

10. 留意事項

- (1) 業務を履行するにあたって受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を厳守し、実施しなければならない。
- (2) 業務を履行するにあたっては、取り残しの生じないように十分注意するとともに、廃棄物の収集場所の清潔保持には、特に留意しなければならない。
- (3) 業務履行中の服装については、作業に適したものを着用すること。
- (4) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替え又は保管は行わない。
- (5) 当該作業において第三者に危害を及ぼしたときは、直ちに監督員に連絡を取り、指示を受けること。その原因が損害防止に必要な措置、注意義務を怠ったことにより生じたときは受注者において賠償することとする。
- (6) 受注者の取扱不備等により発注者の施設を損傷させたときは、受注者の責任において現状に復旧すること。また発注者に連絡すること。
- (7) 受注者は本業務上知り得た事項を漏らしてはいけない。

11. その他

本業務に関して、疑義を生じた場合及び本仕様書に準ずる細目については、地域教育振興課と協議のうえ決定すること。